

平成15年4月3日

各 位

会社名 株式会社 千趣会
代表者名 代表取締役社長 行待 裕弘
(コード番号 8165 東証・大証第一部)
問合せ先 執行役員経理部長 太田 親利
(TEL 06 - 6881 - 3120)

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

平成15年4月3日開催の当社取締役会において、当社第58期定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成15年4月14日に決定する予定です。

記

- | | |
|---|--|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成15年4月14日を予定 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 648個(新株予約権1個につき1,000株) |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的となる株式の種類および数 | 当社普通株式 648,000株 |
| 5. 新株予約権の行使時の払込金額 | 未定 |
| 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成17年4月1日(金)から平成19年3月30日(金)まで |
| 8. 新株予約権の行使の条件 | 新株予約権の割当を受けた者は、当社および当社子会社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員または社員たる地位を失った後も、権利を行使することができる。ただし、懲戒解雇に該当する事由が発覚した場合は、権利を喪失する。
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
その他の条件については、当社第58期定時株主総会および平成15年4月3日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。 |
| 9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額のうち資本組入額 | 未定 |
| 10. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。 |
| 11. 新株予約権の付与対象者 | 当社の常勤取締役、常勤監査役、執行役員および社員並びに当社子会社の常勤取締役および執行役員
合計 320名 |
- 【ご参考】
- | | |
|------------------------|------------|
| (1)定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成15年2月14日 |
| (2)定時株主総会の決議日 | 平成15年3月28日 |

以 上